



事故防止メルマガ「Think」/Vol. 297

【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

---

//INDEX////////////////////////////////////

- 1・「安全運行のためのWEBセミナー5」配信開始のご案内
- 2・2024年5月前半の安全管理ごよみ
- 3・安全管理法律相談～高速道路の工事作業員と事故を起こしました
- 4・交通事故の裁判事例～シートベルト非着用と同乗者に3割の過失を認定
- 5・今日の朝礼話題～踏切停止中も気を抜かない
- 6・【新発売】教育用テキスト  
「プロドライバーを育てる 横乗り指導完全ガイドブック」

////////////////////////////////////

■「安全運行のためのWEBセミナー5」配信のご案内

---

大変ご好評をいただいております「安全運行のためのWEBセミナー」ですが、現在第5弾まで配信しております。

第5弾では、これまでに引き続き事業用自動車のコンサルティング会社Lps安全企画の町田慶太様（元サントリーロジスティクス安全担当責任者）にご登場いただき、「改善継続3K 有効性・効果の検証」をテーマにご講演をいただきました。

いつでも何処でも無料でご視聴できますので、お時間のある時にぜひご覧いただき、御社の安全運行にお役立ていただけると幸いです。

ご視聴はこちらから



<https://x.gd/Sfxtb>

★5月前半の安全管理ごよみ

---

- ◆1日（水）～31日（金）  
——消費者月間（消費者庁）  
——自転車月間（自転車月間推進協議会）
- ◆1日（水）～9月30日（月）  
——「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間（厚生労働省）
- ◆3日（金・祝）

- 憲法記念日
- ◆ 4日（土・祝）
- みどりの日
- ◆ 5日（日・祝）
- こどもの日
- ◆ 6日（月・祝）
- 振替休日
- ◆ 8日（水）
- 世界赤十字デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://00m.in/bbtNE>

---

#### ■安全管理法律相談

---

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

#### 第123回 「高速道路の工事作業員と事故を起こしました」

##### 【質問】

出張中の従業員が、高速道路の追越車線の工事を行っていた作業員と衝突し、重傷を負わせてしまいました。幸いにも命に別状はなかったのですが、従業員は50km/hの速度規制を守らずに、80km/hで走行していたようです。このような事故を起こした場合、人身事故に関して弊社はどのような責任を負うのでしょうか？

##### 【回答】

高速道路における走行については、普通の道路とは異なり、最低速度制限（道路交通法75条の4）や横断等の禁止（同75条の5）などの特別の規定がありますが、質問のような事故の場合における責任自体は、一般道路の場合とそれほど変わるものではありません。

事故を起こした運転者が事業主に雇用等されており、当該事故の際にその事業主の業務の執行について運転していたという場合には、その事業主は使用者責任を負い、また被害者に生じた人的損害について運行供用者責任を負うこととなります。…

##### 【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/04/01/houritsu-123-accident-highway-worker/>

---

## ■交通事故の裁判事例

---

今回は、飲酒運転の車に同乗して負傷した事故で、同乗者のシートベルトの非着用が損害を拡大させたかについて、過失割合が争われた事例を紹介します。

『シートベルト非着用が損害を拡大させたとして、同乗者の過失を30%と認定』

### 【事故の状況】

平成26年3月9日午前5時38分ごろ、Aは友人のB、Cらとスナックで酒を飲み、B、Cを自宅に送るために乗用車を運転して京都府綾部市内の道路を走行していたところ、ハンドル・ブレーキ操作を誤って電柱等に衝突しました。

この事故で、助手席のCは左手切創（母指指間部）の傷害を、後部座席に同乗していたBは、シートベルトを着用していなかったために、上顎骨骨折、頭蓋底骨折、両眼眼底骨折等の傷害を負いました。

Bは、約2年間にわたって入通院して治療を受け、Bが加入している健康保険組合は約228万円を給付したことから、同組合は運転していたAに対して損害賠償を請求しました。

Aは、Bが自宅まで送るように求めるなど、飲酒運転を積極的に助長しており、Bがシートベルトを着用をしていれば治療を要する障害を負うことはなかったことに照らせば、Bの過失は5割を下らないと主張しました。

これに対してBは、AはBに対してシートベルトを着用させる義務が課せられており、これを怠ったのであるから、Aの過失が圧倒的に大きく、シートベルトの非着用は損害賠償の減額要素とはならないと反論しました。

### 【裁判所の判断】

「Bは、Aが相応の量の飲酒をして酩酊していることを十分に認識していたにもかかわらず、Aの運転する車両に危険を承知で同乗したものである。

また、Bは後部座席同乗中にシートベルトを着用していなかったことにより、事故の衝撃でその顔面を強打したのであって、シートベルト非着用は、Bに生じた人的損害発生の原因になったか、またはその損害を拡大させたも

のというべきである」

「以上の点を考慮し、Bの損害額の3割を過失相殺をするのが相当である」と判示し、Aに約159万円の支払いを命じました。

(大阪地裁 令和2年9月2日判決)

---

## ■今日の朝礼話題

---

### 『踏切停止中も気を抜かない』

さる4月11日午後8時前、愛知県内の踏切で、車と列車が衝突する事故が起きました。

警察は、遮断機が下りている踏切に、車が進入したとみて、事故の原因を調べています。

事故の原因は明らかになっていませんが、踏切で停止したときは、つい気が緩んでしまいがちです。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/04/16/tw-accident-railroad-crossing/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<https://www.think-sp.com/about/>

---

## ■【新発売】教育用テキスト

「プロドライバーを育てる横乗り指導完全ガイドブック」

---

※仕様 A4判/64ページ/カラー刷

※価格 1,800円(税込・送料実費)

本書は、国土交通省が定めた初任運転者に対する指導のうち、「安全運転の実技」に明記されている「添乗(横乗り)指導等によって20時間以上実施」の項目を深く掘り下げた内容になっています。

これまで、初任運転者に対する実技指導の具体的なマニュアルを策定していない事業所では、指導内容にバラつきが生じ、運転者が不満を持ってすぐに辞めてしまうこともありましたが、イラストを多用した本書を活用いただ

ければ、効果的な初任運転者に対する実技指導が可能となります。

また、本テキストでは、運転技術面はもちろん、コーチング倫理やハラスメントの知識など、運転者とのコミュニケーション方法なども紹介しています。

ぜひ本テキストをご活用いただき、事業所での新人ドライバーの事故防止と、定着率アップにお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://00m.in/Juprd>

-----  
【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和6年4月16日送信)

★次回の配信は令和6年5月初旬ごろを予定しています。

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール [mail@think-sp.com](mailto:mail@think-sp.com)

URL <https://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■